性状
　本品は、無色澄明の液である。
確認試験
　⑴　「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の確認試験⑴を準用する。
　⑵　純度試験により確認する。
pH
　5.0～7.5
純度試験（放射化学的異物）
　２―ブタノンを展開溶媒として、薄層クロマトグラフィーにより約10㎝展開して試験を行うとき、原点付近以外の放射能は薄層上の総放射能の５％以下である。
　なお、薄層板は薄層クロマトグラフィー用シリカゲルを用いて調製する。
定量法
　「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の定量法を準用する。
25　メルカプトアセチルグリシルグリシルグリシンテクネチウム（^{99m}Tc）注射液
　本品は、水性の注射剤で、テクネチウム99mをメルカプトアセチルグリシルグリシルグリシンテクネチウムの形で含む。本品は、定量するとき、検定日時において、テクネチウム99mの表示された放射能の90～110％を含む。
製法
　次のいずれかの方法による。
　⑴　本品は、「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」と、別に注射剤の製法により製した注射用の塩化スズ（Ⅱ）又は塩化スズ（Ⅱ）二水和物及びベンゾイルメルカプトアセチルグリシルグリシルグリシンとを混ぜて加熱し、注射剤の製法により製する。
　⑵　本品は、「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」と、別に注射剤の製法により製した注射用の塩化スズ（Ⅱ）又は塩化スズ（Ⅱ）二水和物及びメルカプトアセチルグリシルグリシルグリシンとを混ぜ、注射剤の製法により製する。
性状
　製法⑴で製した本品は、無色澄明の液である。
　製法⑵で製した本品は、微黄色澄明の液である。
確認試験
　⑴　「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の確認試験⑴を準用する。
　⑵　純度試験により確認する。
pH
　製法⑴で製した本品は、5.5～7.0
　製法⑵で製した本品は、7.0～10.5
純度試験（放射化学的異物）
　製法⑴で製した本品については⑴の試験を、製法⑵で製した本品については⑵の試験を行う。
　⑴　0.9w／v％塩化ナトリウム溶液／メタノール／酢酸（100）混液（60：40：１）を展開溶媒として、薄層クロマトグラフィーにより約10㎝展開して試験を行うとき、メルカプトアセチルグリシルグリシルグリシンテクネチウム（^{99m}Tc）のスポット以外の放射能は、薄層上の総放射能の10％以下である（Rf＝0.35～0.50）。
　　なお、薄層板は薄層クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲルを用いて調製する。
　⑵　アセトニトリル／0.9w／v％塩化ナトリウム溶液／酢酸（100）混液（80：20：１）を展開溶媒として、薄層クロマトグラフィーにより約10㎝展開して試験を行うとき、メルカプトアセチルグリシルグリシルグリシンテクネチウム（^{99m}Tc）のスポット以外の放射能は、薄層上の総放射能の６％以下である（Rf＝0.55～0.85）。
　　なお、薄層板は薄層クロマトグラフィー用セルロースを用いて調製する。
定量法
　「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の定量法を準用する。
26　インジウム（^{111}In）オキシキノリン液
　本品は、水性の液剤で、インジウム111をインジウムオキシキノリンの形で含む。本品は、定量するとき、検定日時において、インジウム111の表示された放射能の90～110％を含む。
製法
　本品は、塩化インジウム（^{111}In）溶液に８―ヒドロキシキノリン溶液を加えてインジウム（^{111}In）オキシキノリンを生成させた後、液剤の製法により製する。
性状
　本品は、無色澄明の液である。
確認試験
　⑴　「塩化インジウム（^{111}In）注射液」の確認試験⑴を準用する。
　⑵　純度試験⑴により確認する。
pH
　6.5～7.5
純度試験
　⑴　放射化学的異物　本品0.1mLと生理食塩液３mLを分液漏斗に採り、よく振り混ぜる。これに１―オクタノール６mLを加えて激しく振り混ぜた後、15分間放置する。この水層を試料溶液１とする。分液漏斗を１―オクタノール１mLで洗い、その洗液と先の１―オクタノール層を合わせ、試料溶液２とする。さらに、分液漏斗を２mol／Ｌ塩酸試液５mLで洗い、その洗液を試料溶液３とする。試料溶液１、２及び３について、ガンマ線測定法の放射能の定量法により放射能を測定するとき、試料溶液１及び３の放射能の和は試料溶液１、２及び３の放射能の和の10％以下である。
　⑵　異核種　本品について、ガンマ線測定法のGe半導体検出器による測定法によりガンマ線スペクトルを測定するとき、インジウム114mの他に異核種を認めない。
　　なお、インジウム114mは次の方法によりインジウム114mと放射平衡にあるインジウム114のベータ線から定量する。
　本品の一定量に、塩化インジウム・塩酸液を加え、試料溶液とする。別に、インジウム111標準品及びインジウム114m標準品の一定量に、塩化インジウム・塩酸液を加え、それぞれインジウム111標準溶液及びインジウム114m標準溶液とする。各液及び塩化インジウム・塩酸液1.1mLについて、シンチレータ試液10mLを加え、それぞれの放射能をベータ線測定法の液体シンチレーション計数装置による測定法の放射能の定量により、インジウム111の測定に適しているエネルギー領域（チャネル１）及びインジウム114mの測定に適しているエネルギー領域（チャネル２）で計数し、次の式により試料の一定量中のインジウム111の放射能及びインジウム114mの放射能を求める。検定日において、試料の一定量中のインジウム111及びインジウム114mの放射能の和に対するインジウム114mの放射能は0.1％以下である。

$$\text{試料の一定量中のインジウム111の放射能} = S_A \times \frac{C_1 - D_1}{A - D_1} \times \frac{E}{E_A}$$

$$\text{試料の一定量中のインジウム114mの放射能} = S_B \times \frac{C_2 - D_2}{B - D_2} \times \frac{E}{E_B}$$

　S_A：インジウム111標準品の一定量中の放射能
　S_B：インジウム114m標準品の一定量中の放射能